

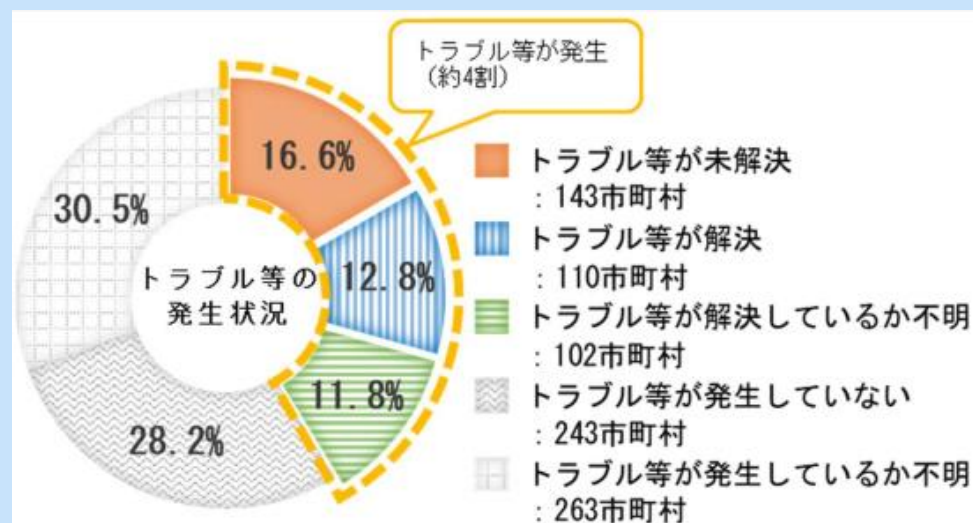
トラブルを防ぎ、地域共生型の 再エネを進めるために

2025年9月5日
令和7年度地域脱炭素実現に向けた
中核人材の確保・育成委託業務事務局

再生可能エネルギーの促進における課題

- FIT制度開始後に新たに運転を開始した再生可能エネルギー設備は、約7,900万kW（2024年3月末時点のFIT/FIPによるもの）で、このうち太陽光発電が約87%を占める※¹。
- 資源エネルギー庁の情報提供フォームに寄せられた主な相談内容（2024年3月時点）では、相談全体の約9割は太陽光発電に関するもの※²。
- 総務省の太陽光発電設備等の導入に関する調査では、市町村の約4割で、太陽光発電設備に起因するトラブル等が発生。2割弱の市町村では、トラブル等が未解決（下図参照）。
- 再エネの促進において、不適切な再エネの増加がその障壁となる懸念。

太陽光発電設備に起因するトラブル等の発生状況等



未解決のトラブル等の内容（複数回答による集計結果）

解決していないトラブル等の内容	市町村数
雑草等が繁茂するなど十分な管理がなされていない	69
標識や柵、排水設備が未設置である	44
土砂災害発生の懸念がある	19
土地開発部局の許可を得ていない土地に設置されている	17
土砂災害が復旧されていない	15
損壊した発電設備が放置されている	4
前所有者と契約内容をめぐってトラブルになっている	4
条例で規制されている抑制区域等に設置されている	2
発電設備が不法投棄されている	1
その他（太陽光パネルからの反射光、十分な住民説明がなく設置等）	66

※ 調査対象は太陽光発電設備の認定件数(令和4年6月末時点) 上位の24都道府県の全市町村(943市町村)を対象

※ 回答が得られた861市町村中355市町村でトラブル等が発生

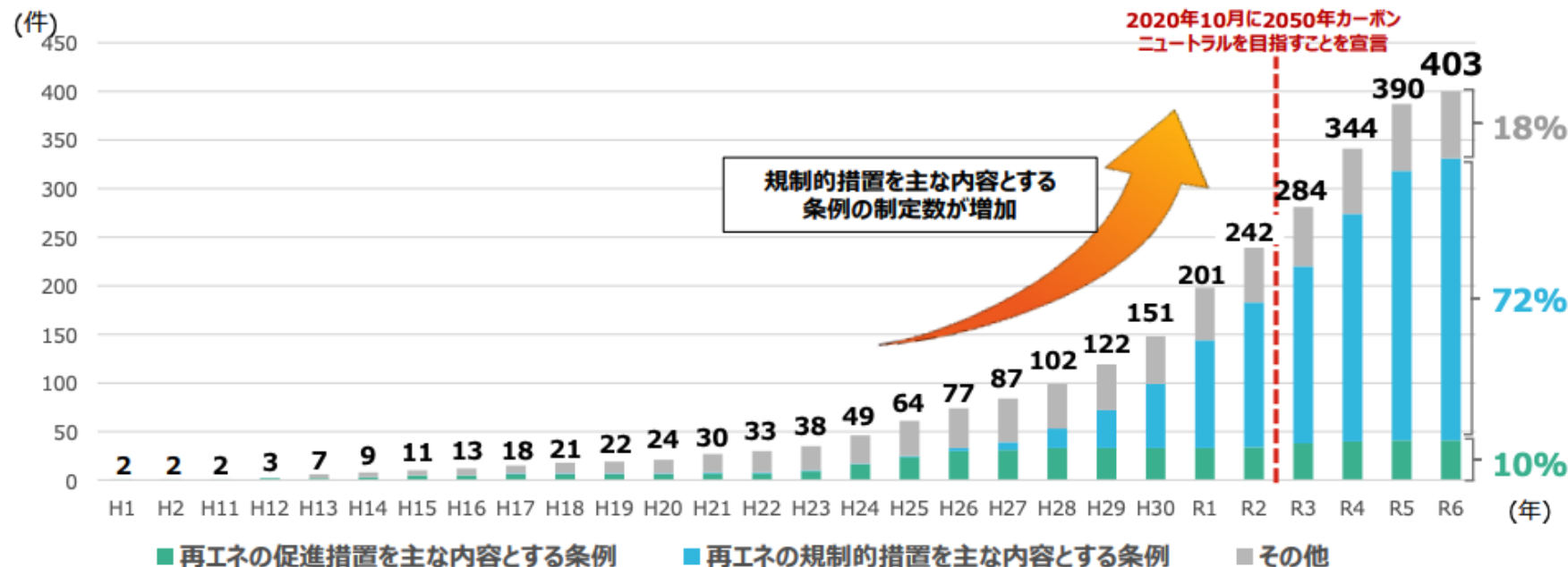
出典：総務省「太陽光発電設備等の導入に関する調査 結果報告書」（2024年3月）

※¹：資源エネルギー庁「次期エネルギー基本計画の策定に向けたこれまでの議論の整理」（2024年11月）

※²：経済産業省、環境省「太陽光発電設備の廃棄・リサイクル制度の論点について」（2024年10月）

再生可能エネルギーをめぐる条例の制定状況

- これまでに403件の再エネに関する条例が公布されており、うち7割は再エネの規制を主とするもの。
- 再エネの促進を主とするものは全体1割で、その制定数はここ10年横ばいが続く。



- ・ 再エネの促進措置を主な内容とする条例（主に、地域主導型再エネ事業の認定、太陽光発電設備等の建物への設置義務付けを含む条例 等）^{*2}
- ・ 再エネの規制的措施を主な内容とする条例（主に、届け出、説明会義務付けを含む条例 等）^{*2}
- ・ その他（事業分担金徴収・資金貸付条例、審議会・協議会等の設置に関する条例、公共施設の屋根等の使用料に関する条例、上記のいずれにも該当しない条例）^{*2}

^{*1} 2024年7月時点で地方公共団体HP等を調査し、確認できたものを掲載。（未施行でも既に公布されている条例は集計対象とする。）

^{*2} 条例名称及び一部条例内容から条例種別を分類

データソース：同志社大学「条例Webアーカイブデータベース（データベース上最終収集日：令和6年2月29日）」より、再エネ関連キーワード（再生可能エネルギー、太陽光、自然エネルギー、脱炭素エネルギー、新エネルギー、発電パネル、風力、バイオマス、地熱、水力）をいずれか1つ以上「条例名」に含む条例及び地方自治研究機構のWebページ「条例の動き：太陽光発電設備の規制に関する条例、再生可能エネルギーの利用促進に関する条例、太陽光発電設備等の建物への設置を義務づける条例、再生可能エネルギー発電設備に対する法定外税条例」に記載されている条例を集計。特定発電所・施設の設置及び管理に関する条例は集計対象外としている。

出典：環境省「参考資料1 地方公共団体の脱炭素関係予算及び再エネに関する条例の推移」（2024年8月）

脱炭素における地域重視の政策

- 最近の主な計画・法律では、一層の「自然との共生」や「地域」を重視。
- 直近の再エネ特措法の改正（2024年4月）では、FIT/FIP認定要件に地域への説明会開催等を義務化。
- また同改正では、関係法令等への違反時には、FIT/FIP交付金を一時停止する措置等（積立命令・返還命令）を創設。

第六次環境基本計画

- そういった地域と共生し、地域に裨益する再生可能エネルギーの導入を拡大するため、**広域ゾーニングの推進も含めた地球温暖化対策推進法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の活用促進を図る**とともに、地域の参画を促しながら、地域の持続可能な発展に資する再生可能エネルギー事業を更に促進する仕組みづくりを進める。

第7次エネルギー基本計画

- 再生可能エネルギーが長期にわたり安定的に発電する電源として、地域や社会に受け入れられるよう、**地域の理解の促進や適正な事業規律の確保に取り組む**ことが重要である。

FIT制度等における地域重視の流れ

- 2016年の再エネ特措法改正を踏まえ、FITの認定基準に**条例を含む関連法令遵守規定を追加**。条例違反等に対して再エネ特措法に基づく**指導等が可能に。**
- FIT認定基準では、事業計画策定ガイドラインに従うことを要求。事業計画策定ガイドラインにおいては、**住民との適切なコミュニケーションを努力義務化。**
- 地方自治体の**条例等の先進事例を共有する情報連絡会を設置**（2018年）
- **廃棄費用の積み立て計画と進捗状況の報告を求め**、実施状況を公表（2018年）
- 一部の再エネのFIT認定要件として**「地域活用要件」を追加**（2020年）。
- 再エネ条例に関する**データベースを開発し、自治体に対して公表。**（2021年）
- 再エネ特措法に基づく認定申請があった段階で**自治体に情報（事業者名、設置場所等）共有を開始。**（2021年）
- **説明会等のFIT/FIP認定要件化**（2024年）

（経済産業省「地域と共生した再生可能エネルギーの大量導入に向けて」（2022年10月）に加筆）

温対法の改正と地域脱炭素化促進事業

- 2022年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)」で地域脱炭素化促進事業の促進に関する制度が新たに盛り込まれ、再エネの促進区域についても同法の施行規則でその基準が示された。
- 促進区域の設定は、国の基準や都道府県の基準で定める「除外すべき区域」等を考慮し設定する。
- 同法では、促進区域に認定されると、関係許可等手続のワンストップ化の特例の対象となり、認定が行われた場合、以降の当該許可等手続が不要となるといった特例等を受けることができること定めている。

促進区域の設定状況は全体の3.2%

- 促進区域の設定に関する都道府県基準の策定状況について、59.6%が「策定が完了している」と回答(2025年1月時点)※1
- 促進区域を設定している自治体は、令和7年3月時点で56市町村※2。策定状況は全体の3.2%
- 今後、促進区域を含む地域脱炭素化促進事業を「設定する予定はない」とする市町村は60.8%を占める※1
- 促進区域設定のボトルネックは、人員不足(82.0%)、制度に関する知識不足((71.7%)、財源不足(56.4%) ※1

参考【温対法第21条第5項の抜粋】

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

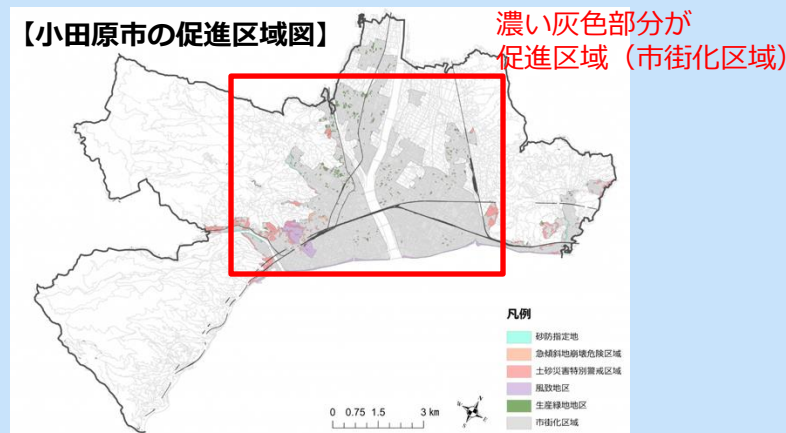
※1環境省「令和6年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」

※2環境省「促進区域の設定状況一覧（令和7年3月末日時点）」 ※3小田原市HP

市街化区域全域を促進区域化（小田原市）※3

- 小田原市では、2019年度比で2030年度までに再エネの導入量を5倍にする計画を策定済み。その一環で再エネ促進区域を設定
- 市街化区域の全域を促進区域として設定（以下の区域を除く）
（砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、風致地区、生産緑地地区）
- 対象事業は、8MW未満の太陽光発電（県条例アセス対象外規模）
- 促進事業に認定されると関係許可等の手続のワンストップ化の特例の対象となり、森林法、農地法、廃掃法等の許可手続を市町村が事業者にとって行う優遇措置が受けられる

【小田原市の促進区域図】

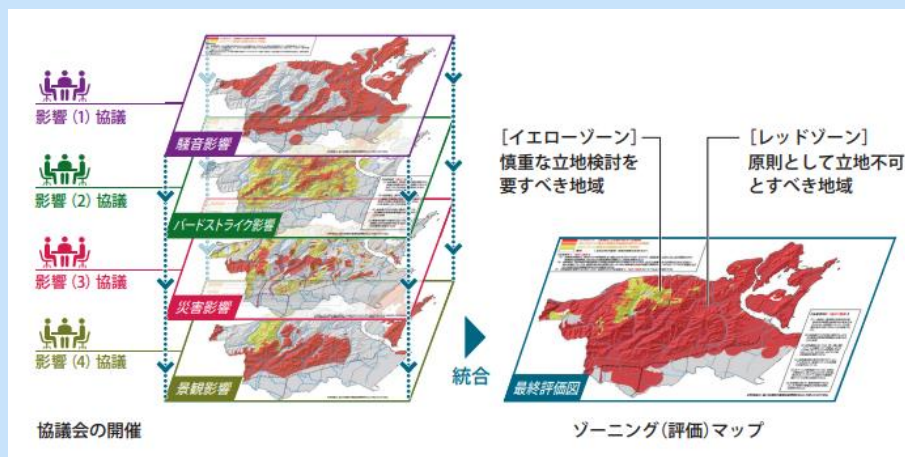


再生可能エネルギーのゾーニング

- 再エネを導入検討する際の土地利用計画として、法規制や環境配慮事項、地域住民の意見など様々な要因を調査・整理し、それらをレイヤー（情報ごとの層）として重ね合わせ、促進・調整・保全といった区分設定や、リスクの濃淡などのエリア図示等を行うもの。
- 不適切な再エネ設置の抑制や促進エリアの設定による低リスクエリアへの設置誘導に用いる。
- 公衆参加のプロセスなど、地域の利害関係者を巻き込むことが重要。

ゾーニングのプロセス

- 1年から3年程度の期間をかけて、文献・データ整備等の基礎調査、鳥類・騒音等の環境影響に関する実地調査、利害関係者ヒアリング、住民向けワークショップ、協議会による審議等を踏まえて策定する。
- 環境省の計画づくり支援事業では、この4年間にゾーニング事業を実施した自治体は、合計35自治体（2県、33市町村）。



出典：WWF「自治体で進める地域共同でのゾーニングのすすめ」（2017年）

合意形成の手法

- 客観的なデータだけでは拾いきれない地域の意見などを汲み取ることが重要。
- 利害関係者としては、まちづくり等を行なっている地域のキーパーソンとのコンタクトを取ることも一案。
- ワークショップやヒアリングでは地域の望ましい将来像などのテーマと組み合わせることで意見抽出の促進を図ることも重要。



ロールプレイング形式のワークショップ

まちの将来像とエネルギーを考
えるワークショップ

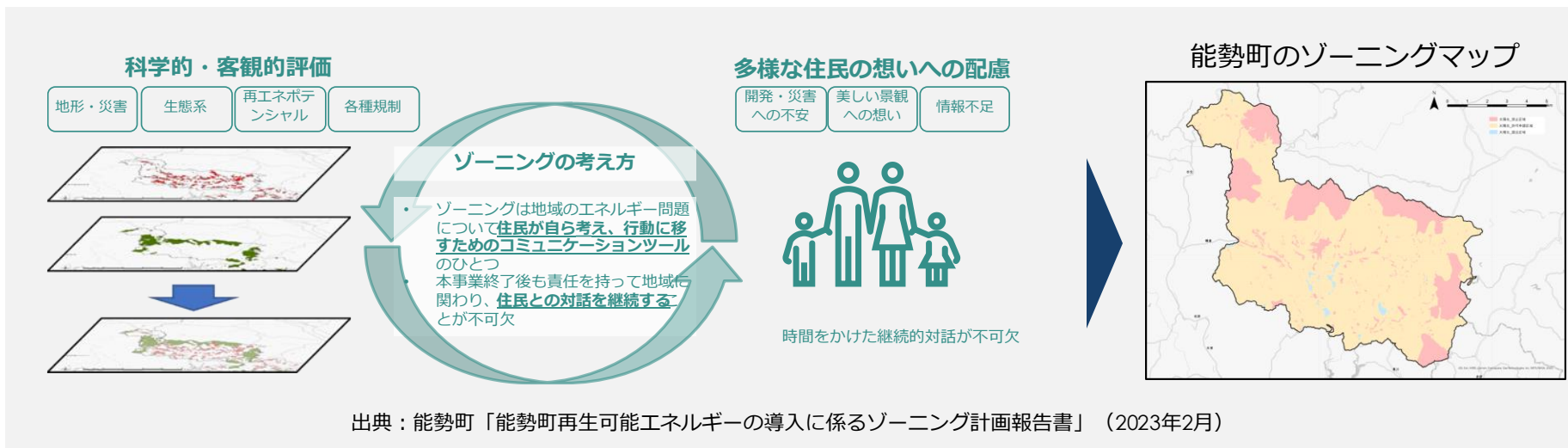


出典：新潟市太陽光発電及び陸上風力発電に係るゾーニング報告書（左）
能勢町地球温暖化対策実行計画（右）

ゾーニングの事例

- 地域住民が自らエネルギー問題を考え、行動に移すためのコミュニケーションツールの側面もある。
- 大阪府能勢町では、条例制定でゾーニング計画の法的位置付けを明確化し、計画の実効性を担保。

大阪府能勢町でのゾーニング事業



条例制定による法的位置付けの明確化

- 「能勢町再生可能エネルギー発電事業と地域との共生に関する条例」では、再エネ事業に対して3つのエリアを設定。
- どのエリアで事業を行う場合でも事前に許可又は届出が必要なため、**事業を公にしながら計画することになる**ので、計画の把握・修正・改善の機会がこれまでよりも向上。
- 条例では許可等にあたって、**協議会を設けて専門家の助言を得ることも定めている**ため、設置検討における第三者評価の機能も備えている。
- また、地域資する事業の場合は、促進事業として認定することも定めているため、**ポジティブゾーニングの要素**も含まれている。

条例におけるエリア区分（太陽光）

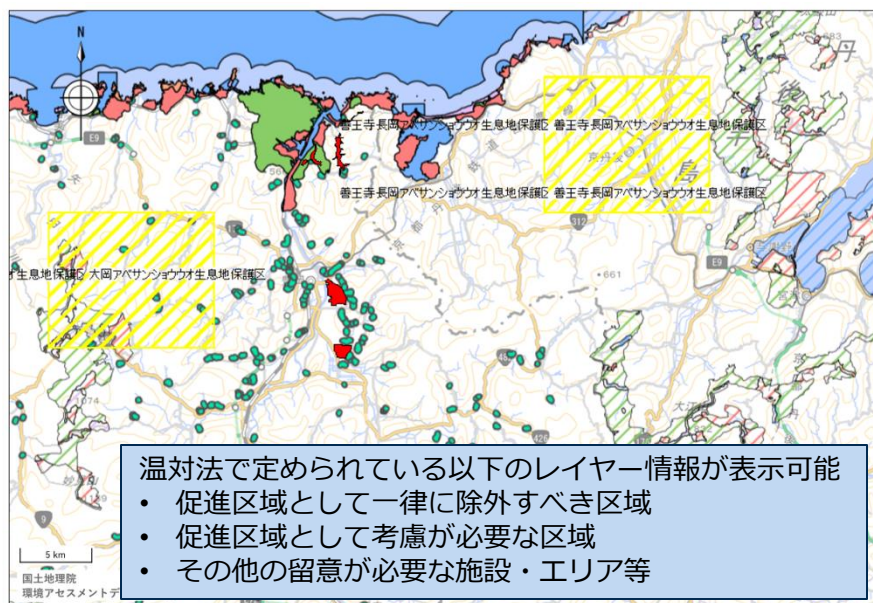
エリア	要件
禁止区域	再エネ事業を原則禁止
抑制区域	事業には町長の許可が必要
普及区域	条例内の手続きは届出のみ

促進地域設定や地域の再エネ情報の把握

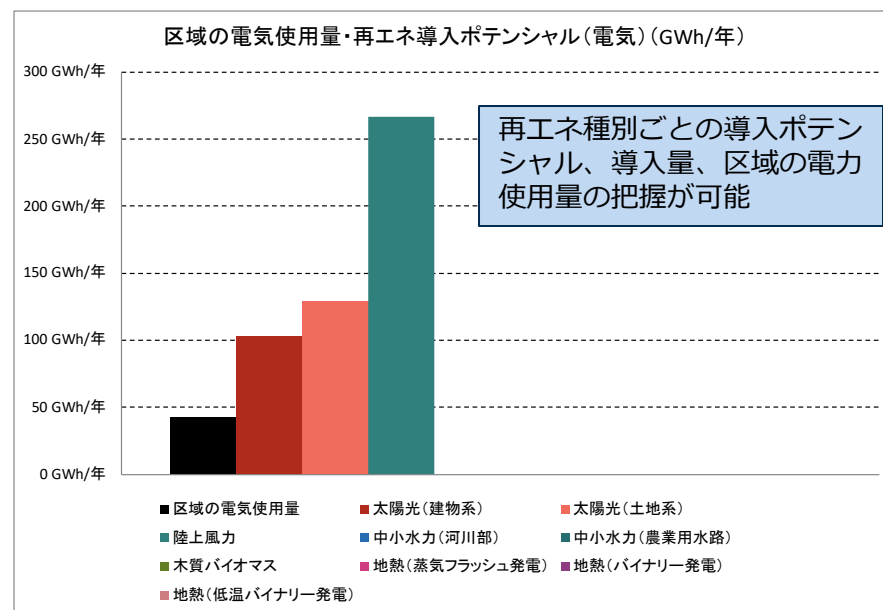
- 「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」では、市町村ごとの再エネポテンシャル情報や地域脱炭素化支援ツールによる再エネ導入目標設定支援、促進区域の設定に係るレイヤー情報などを整備している。
- 「環境アセスメントデータベース（EADAS）」では、より広範な自然環境・動植物に関するレイヤー情報や、風力発電における鳥類のセンシティブリティマップ、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の基礎情報等の情報が整備されているため、詳細な環境情報を閲覧したい場合に役立つ。
- 「事業計画認定情報公表用ウェブサイト」では、FITで計画もしくは導入済みの再エネに関する、「発電事業者名」「事業者の住所」「事業者の電話番号」「発電設備区分」「発電出力」「発電設備の所在地」が公表されているため、地域の再エネ設備の計画・導入場所やその事業者情報の把握が可能。

いずれもリンクは最後のページに掲載

REPOSにおけるレイヤー情報の表示例



REPOSにおける再エネポテンシャル抽出例



地域貢献型の再生可能エネルギー事業のために

- 地域貢献型の再生可能エネルギー事業（コミュニティ・パワー）の実現には、適切なエリアの選定に加え、その事業で、地域の所有、地域の意思決定、地域への便益還元が行われていることが重要。 ※1
- 日本での地域貢献を行なっている再生可能エネルギー事業の存在を認知している自治体数は917団体で、全国の過半数の自治体で何らかの地域貢献が行われている。 ※2
- 再生可能エネルギー事業における域内事業の割合の全国平均は、設備容量ベースで24.7%。4分の1の自治体で、地元出資の事業が存在している。ただし、寄付や貢献事業による地域還元は1割程度 ※2

※【具体的な地域貢献型再エネ事例は「地域脱炭素セミナー第2回」の資料等を参照】

「自治体が脱炭素に取り組む5つの理由と「失敗しない」取組方法」ローカルグッド創成支援機構 事務局長稲垣 憲治 氏

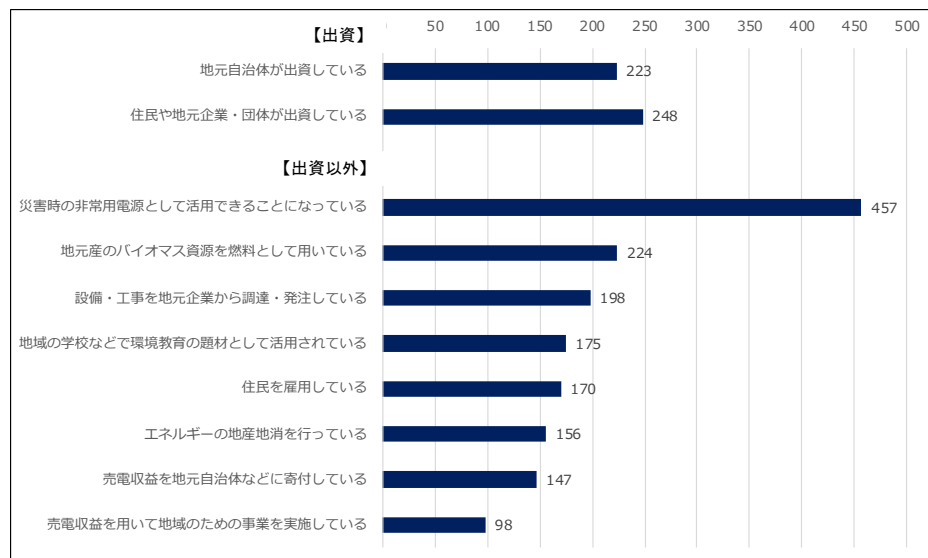
→地域主導のための政策誘導や一層の自治体・地域企業・住民の関与が必要

地域貢献型再エネ事業で重視される要素

- ・ 世界風力エネルギー協会では、次の3つの基準のうち少なくとも2つが満たされているプロジェクトは、コミュニティパワーとして定義

1. 地域の利害関係者がプロジェクトの大部分またはすべてを所有
2. 議決権はコミュニティ組織が保有している
3. 社会的・経済的利益の大部分は地域内に分配される

地域貢献をしている事業の存在を認知している自治体の数 ※2



※1 世界風力エネルギー協会 HP <https://wwindea.org/communitypowerdefinition>

※2 丸山康司・西城戸誠編「どうすればエネルギー転換はうまくいくのか」新泉社（2022年）

ゾーニングを含む土地利用計画策定の意義

- 日本は土地所有者の権利が強く、土地利用規制が他の先進諸国と比較して弱い。
- そのため、地域社会や利害関係者を巻き込んだ計画策定による「土地利用の社会化」※1が重要。

エリア設定における限界

- 法的規制条件や環境影響を考慮しても完璧なゾーニング・土地利用計画は不可能。（あくまでリスク低減の手段）。
- 宮城県では、県が定めた風力発電の導入可能性エリアの周辺で計画された風力発電に対して地域から反対の声。※2
- 山形県では、山岳信仰の聖地「出羽三山」周辺で計画された風力発電の計画が地域の反対で白紙撤回に。計画地付近は県の調査で風力発電の適地とされていた。※3

地域が事業に関与することの重要性

- 計画初期段階からの地域の利害関係者への説明・ヒアリングを行うなど地域の関与が不可欠。
- 土地利用計画やエリア選定だけではなく、地域が関与し地域に便益のある事業であることも重要。
- そのためのコミュニティパワーの視点（地域の所有、地域の意思決定、地域への便益の還元）。

※1 山下英俊 「地域に根ざした再生可能エネルギー事業による環境保全の可能性」『環境技術』49巻3号（2020）

※2 毎日新聞「「風力発電適地」地図、宮城県がウェブ非公開に 国「公開を」」2022年8月5日

※3 毎日新聞「「山を守れた」と山伏安堵 山形の風力発電計画、住民らの反対で白紙撤回」2020年9月10日

■ 再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）

<https://repos.env.go.jp/web/>

- ・ 再エネポテンシャルの把握、再エネ導入目標の設定、促進区域設定の検討

■ 環境アセスメントデータベース（EADAS）

<https://eadas.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>

- ・ 詳細な環境影響情報の把握

■ 環境省「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（2020年3月）

<https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

- ・ 太陽光発電施設の設置における環境配慮事項の把握（チェックシートも付属）

■ 環境省「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(第5版)」

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/sokushin_handbook_202503.pdf

- ・ 促進区域の設定手順の把握

■ 事業計画認定情報 公表用ウェブサイト

<https://www.fit-portal.go.jp/publicinfo>

- ・ FITで計画・導入されている再エネ事業者・設備情報の把握